

金融・保険市場におけるトピックス

【国際・市場動向】

○ジュネーブ協会が企業における生成AIリスクの保険商品化に関する分析報告書を公表

国際的な保険シンクタンクであるジュネーブ協会 (Geneva Association) は2025年10月、「企業における生成AIのリスク：保険の役割を探る」と題する報告書^(注1)を公表した。本報告書は、生成AIを導入した企業において、新たに生じる、または増幅されるリスクを体系的に整理するとともに、これらのリスクを管理・軽減するうえで保険が果たす役割を論議している。この議論の元になっているのは、日本、米国、イギリス、ドイツ、フランス、中国の主要6市場で企業の保険意思決定者を対象に実施された世界的な調査である。そして、保険会社がAI関連保険の提供にあたって事前に考慮すべき評価項目や、AIリスクの補償の提供に実際にどのように対応しているかを説明している。

本報告書では、まず、生成AIが企業の事業活動にもたらすリスクを、①オペレーションリスク、②サイバーセキュリティ・プライバシーリスク、③倫理的リスク、④規制リスク、⑤評判（レピュテーション）リスク、⑥労働力（ワークフォース）リスク、および⑦ESGリスクに分類している。

次に生成AIがもたらすこれらリスクへの補償需要に関して、主要6市場における企業の保険意思決定者600人への調査を実施している。調査結果によると、企業が最も懸念している生成AIリスクは「サイバーセキュリティリスク」であり、回答者の半数以上がこれを挙げ、次いで「顧客やサプライヤーに対する第三者賠償責任」、「業務中断（operational disruption）」と続いている。回答者の90%以上がAIに起因するリスクに対応する保険の必要性を認めるとともに、回答者の3分の2以上が生成AI関連のリスクを明示的に補償する特約に10%以上の追加保険料を支払う意思があると回答した。本報告書によれば、こうした保険需要は特に、大手と中堅の企業、テクノロジーと金融のセクター、そして生成AIの導入が進んでいる米国と中国で強い傾向が見られるとしている。また、過去に生成AI関連の障害を経験した企業ほど保険への需要が高まるが、逆選択の可能性があることも指摘されている。

本報告書は、生成AIリスクへの保険に対する需要を踏まえ、保険として成立するか（insurability）についても検討している。ジュネーブ協会は、保険化における主要な課題について、日本からの知見として以下を紹介している。

○ 未成熟なリスク評価方法と未発達の認証システム

生成AIガバナンスの成熟度に関する標準（例：ISO 42001）が進化途上であり、保険会社による堅牢なリスク評価が困難である。

○ 学習モデルによる複雑性、急速な技術進歩、広範な適用範囲

モデルが常に進化し続けるため引受の適切なタイミングの決定が難しく、また、汎用大規模言語モデル（LLM）は予測不可能なインシデントを生む可能性がある。

○ 限定的なインシデントデータ

欧米以外の国々では、入手可能なインシデント情報が限られている。また、AIは主に個々の企業内に存在するため、リスク評価に役立つ情報はほとんどない。

○ リスク特性

生成AIには、バイアスやハルシネーションといった製品自体に起因する問題が内在しており、リスクの特定と制御が困難である。

このような課題のもと、需要のあるAIリスクの補償に応じるため、保険会社はサイバー保険や賠償責任保険の拡大適用を検討しているとされる。加えて、AIリスクのみを単独で補償する保険商品^(注2)の販売も開始されている。

本報告書の結論として、生成AIに関する法的・技術的基準がまだ流動的であり、保険による対応の枠組みはまだ発展途上の段階にあるとしながらも、保険会社は生成AIに積極的な姿勢を取り、他のステークホルダーと連携してリスク管理の基準を確立すべきであるとまとめている。

(注1) Geneva Association, "Gen AI Risks for Businesses: Exploring the role for insurance"
(2025.10)

(注2) 複数の生成AI特有のリスクを单一契約に統合した包括的独立型補償商品をいう。

【イギリス・市場動向】

○消費者団体による住宅保険・旅行保険のスーパーコンプレインの実施

イギリスの消費者団体であるWhich?^(注1)は2025年9月、住宅保険と旅行保険の保険金請求に関するスーパーコンプレイン(super-complaint)^(注2)の申立てを監督当局である金融行為規制機構(Financial Conduct Authority:以下「FCA」)に実施したことと発表した。Which?によると、これら2つの保険種目は、保険金請求の受理率が最も低く、問題が発生した場合に重大な結果を招く可能性があるとしている^(注3)。

Which?は、今回のスーパーコンプレインの申立てに先立ち、1年以上にわたって保険会社の保険金請求処理に関して徹底した独自の調査を実施し、保険契約条件や顧客からの苦情の傾向、および加入した保険契約に対する顧客の期待を分析した。特に住宅保険や旅行保険において、保険の販売や説明の方法、およびその後の保険金請求処理に構造的な問題があり、保険金請求サービスレベルも基準を満たしていないにもかかわらず、FCAがこれらの問題に対し明確な対策を講じていないと主張している。Which?は、FCAに対し以下の3つの事項への対応を求めている^(注4)。

○ 法的義務を遵守していない住宅保険会社や旅行保険会社に対して、FCAが必要に応じて強制措置を講じること

- 住宅保険・旅行保険における低い顧客満足度の原因を解明するための、FCAによる市場調査の実施
 - FCAと政府が共同で実施する、保険における消費者保護制度の実態に関する検討
- FCAは、同年10月に行われた記者会見において、Which?のスーパー・コンプレインの申立てに対し、法律で定められた期限である90日以内に回答することを明言した。また、FCAは同年7月に公表した住宅保険と旅行保険に関するグッド・プラクティスと改善すべき点に関するガイダンス^(注5)についても言及し、住宅保険と旅行保険に関する問題の解決に向けた取組みを既に実行しており、今後も対応を続けることを表明した^(注6)。

(注1) Which?は1957年に設立された慈善団体であり、消費者問題に関する教育と理解の促進、消費者安全の保護・促進、消費者法の遵守促進、および消費者の利益または権利の保護のための法的措置の実施を目的として活動している (The European Consumer Organisation ウェブサイト、Which?, “Who we are” (2025.6))。

(注2) スーパー・コンプレインとは、「商品またはサービスに関して、イギリス国内の市場の特徴、または特徴の組み合わせが、消費者の利益を著しく害している、またはそのように見える」との苦情である。政府により指定された消費者団体から競争・市場庁 (Competition & Markets Authority) または関連する規制当局に対して申立てが行われる (山原昇「イギリス・EU保険市場における「ロイヤリティ・ペナルティ」への取組み—損害保険業界の価格設定慣行の是正に向けて—」損保総研レポート第148号 (損害保険事業総合研究所、2024.8)、Department for Business & Trade, “Super-complaints: guidance for bodies seeking designation as super-complainants” (2025.2))。

(注3) Emma Ann Hughes, “Which? makes super-complaint against FCA over insurance failings” (Insurance Post, 2025.9) による。なお、スーパー・コンプレインは対象となる業界が抱える構造的な問題について、競争法または消費者法に基づく執行措置の実施や市場調査の開始、政府や規制機関等の組織による行動などの措置を求めるものである (Department for Business & Trade, “What are super-complaints?” (2025.2))。

(注4) Dean Sobers, “Which? launches insurance ‘super-complaint’” (Which?, 2025.9)

(注5) 住宅保険会社15社と旅行保険会社8社の保険金請求処理体制を調査したものであり、①保険金請求処理の外部委託事業者への監督、②管理情報の利用と有効性、③保険金請求処理の取決め、④保険金請求処理のガバナンスの4つの分野におけるグッド・プラクティスと改善方法を示している (FCA, “Home and travel claims handling arrangements: good practice and areas for improvement” (2025.7))。

(注6) Damisola Sulaiman, “FCA defends ‘awful lot’ of work done amid Which? super complaint” (Insurance Post, 2025.10)

【米国・規制動向】

○カルフォルニア州 FAIR プランを強化

カリフォルニア州知事は 2025 年 10 月、FAIR プランを改革する 5 つの法案に署名したことを公表した^(注 1)。

カリフォルニア州 FAIR プランは、リスクが高く一般の保険に加入できない住宅所有者や事業者に、基本的な補償^(注 2)を提供するセーフティネットの役割を果たしている。同州では、森林火災などの自然災害の多発を背景に、保険会社の引受制限や市場からの撤退などの動きがあり^(注 3)、近年、FAIR プランへの加入が増加してきた^(注 4)。FAIR プランは、カリフォルニア州で認可された保険会社が共同して補償を提供し、運営費用が不足する場合には、保険会社に資金の拠出を求めることができる。最近では、2025 年 1 月に発生した大規模な森林火災を受けて、保険会社に 10 億ドルの資金拠出が求められた^(注 5)。

今回成立した 5 つの法案は、FAIR プランの財務の安定化、契約者保護の強化、透明性の向上、および防災対策の強化を図るものである（図表参照）。

まず、AB226 法案では、FAIR プランに債券発行などの新たな資金調達手段が設けられた。費用を長期間に分散させることにより、FAIR プランを安定的に運営することができるようになるとされている。

次に、AB290 法案では、FAIR プランに対し、保険料の自動支払いシステムの構築や保険料の支払猶予期間を定めることを義務付けている。また、SB525 法案によって、プレハブ住宅や移動住宅も FAIR プランの対象に追加された。カリフォルニア州には 50 万件以上の移動住宅があるとされる^(注 6)。

さらに、AB234 法案では FAIR プランの組織の運営に州議会の関与を義務付けている。加えて、AB1 法案では、森林火災緩和策として、新たな建物強化措置を規制に含めるか否かの検討を求めている。

（注 1）Governor Gavin Newsom, “Governor Newsom signs bipartisan package of bills reforming California’s insurer of last resort” (2025.10)

（注 2）基本補償として、火災、落雷、煙害、内部爆発が補償される。加えて、風災・雹災、暴動、航空機・車両の衝突、破壊行為・悪意ある行為、爆発といったリスクも追加で補償可能とされる（Lisa Newman, “Understanding the California FAIR Plan in 2025” (Inszone, 2025.10)）。

（注 3）2022 年後半以降、カリフォルニア州における市場シェア上位 12 社の住宅保険会社のうち 7 社が、同州の新規契約の引受の一時停止や厳しい引受制限を行ってきた（Natalie Todoroff, “California FAIR Plan insurance: What it is and how it works” (Bankrate, 2025.7)）。

（注 4）FAIR プランの契約件数は、2018 年の 14 万件から毎年増加し、2025 年 3 月には 55 万 6,000 件に達した。

(注5) 2025年1月に発生した森林火災によるFAIRプランの損害が40億ドルにのぼるとの推計に基づき、保険会社に10億ドルの資金拠出を求めることが、2025年2月にカリフォルニア州保険庁長官により承認された。なお、同州の法令により、そのうち最大50%を保険契約者から回収することができる。

(注6) Steve Hall, "California Governor Signs FAIR Plan Reform Bills" (AM Best, 2025.10)

図表 カリフォルニア州 FAIR プラン改革法案

項目	概要
FAIR プラン 安定化法 (AB226)	○ FAIR プランに、カリフォルニア州インフラ経済開発銀行 (California Infrastructure and Economic Development Bank) に対して債券発行を依頼する権限を与える。 ○当該銀行に対し、FAIR プランの保険金支払いの資金調達や、FAIR プランの流動性・保険金支払能力の向上に向けた、債券発行の権限を与える。
自動支払法案 (AB290)	○ FAIR プランに対し、2026年4月1日までに自動支払いシステムを構築し、保険契約者からの保険料の自動支払いを受け入れることを義務付ける。 ○保険契約者が自動支払いプランに加入していないことを理由に、FAIR プランが保険契約を解約すること、または更新しないことを禁じる。 ○既存の通知要件に従って、未払分割保険料について支払猶予期間を設ける。
プレハブ住宅 (SB525)	○他の住宅と同じ条件で、プレハブ住宅 (manufactured homes) および移動住宅 (mobile homes) を FAIR プランに含めなければならない。
FAIR プラン 委員会 (AB234)	○州議会の議長と州上院規則委員会の委員長、あるいは、それぞれの指名者が、FAIR プランの運営委員会において、投票権のない委員を務めることを義務付ける。
森林火災 緩和策 (AB1)	○当局は、2030年1月1日までに（その後5年ごとに）、個々の不動産レベルの緩和活動および地域全体の森林火災緩和プログラムに関し、追加の建物強化措置を含めるよう規制を改正するかどうかを検討しなければならない。

(出典：各法案をもとに当研究所にて作成)

【米国・市場動向】

○ペンシルバニア州、陥没災害に対応する州営保険ファンド創設の動き

2025年9月、地面の陥没が多発する^(注1)米国ペンシルバニア州において、地滑り・陥没保険プログラム法案^(注2)が州議会下院を通過した^(注3)。

この法案で特筆すべきは、陥没による建物被害（以下「陥没災害」）に対応した住宅火災保険の引受について大手保険会社が一般的に慎重な立場をとっている状況^(注4)において、同様に陥没災害の多いフロリダ州^(注5)やテネシー州^(注6)のように法令で引受方針に介入する方法ではなく、独自の州営保険制度として「地滑り・陥没保険 (Landslide and Sinkhole Insurance)」を創設する点である^(注7)。

上院でも可決されれば、州の一般会計から1,000万ドルを拠出して制度を設立することとなり、将来的には契約者からの保険料収入によって採算維持していくことが期待されている。また、州内の危険度マップを作成・公開し、保険料は建物所在地点の危険度ランクに応じて変動する仕組みとし、地滑り対策工事など州内各自治体での防災取組を促す。各加入者への支払保険金の上限は15万ドルで、危険地帯として建築規制されている場所での違法建物は対象外とされる^(注7)^(注8)。

民間の保険会社に対して州法で引受を強制すると、場合によっては州での営業自体を諦めて撤退してしまうおそれがあるが、この制度は州営であることにより住民が必要とする保険を供給できると見込まれている^(注3)。

なお、同州では、廃坑となった地下炭鉱の崩落に伴う、人為的由來の地盤沈下を補償する州営保険制度「鉱山地盤沈下保険 (Mine Subsidence Insurance)」が 1961 年から運営されており、今般、自然由來の陥没災害を対象とする保険制度を組成するにあたつてのベースとなっている^(注9)。

連邦レベルでは 2025 年 7 月、「陥没危険度マップ作成法案^(注10)」が下院を通過した。

現状、連邦レベルでも州レベルでも、陥没災害に関する公開の総合データベースといったものは存在していない^(注11)。この連邦法案では、米国地質調査所 (United States Geological Survey) において、陥没を引き起こす暴風雨・長期にわたる干ばつ発生時の水管理状況の変化・地下帶水層の枯渇・その他各種水利の影響等のメカニズムを調査・研究し、3 次元的地質解析を加味した陥没危険度マップを作成することを目標とする、研究開発プログラムを立ち上げるとされている。また、陥没危険度マップはウェブサイトで公開され、5 年ごとに、または必要に応じてより高い頻度で、マップの改定・更新の必要性を評価することとされている。また、このウェブサイトには、各自治体の防災担当者にとって極めて重要な関連情報が掲載されることとなる^(注10)。

(注 1) American Geosciences Institute ウェブサイトによる。

(注 2) Pennsylvania House Bill 589 (2025-2026 | Regular Session)

(注 3) Tom Riese, “Bill to create state-funded landslide and sinkhole insurance program passes in Pa. House” (The Allegheny Front, 2025.10)

(注 4) Reinsurance Association of America ウェブサイトによる。

(注 5) フロリダ州では、州内で営業するすべての保険会社に対し、住宅火災保険に壊滅的な地盤崩壊 (catastrophic ground collapse) 補償を自動的に付帯する義務を課している。ただし、「壊滅的な地盤崩壊」は法令で①突然の陥没、②肉眼でも明らかな程の地面の陥没、③建物の基礎を含む構造的損傷、④行政からの建物退去命令 (倒壊の危険あり)、の 4 条件をすべて満たすこととあり、この補償が発動する事案は限定的である。

「壊滅的な地盤崩壊」にまでは該当しない陥没による建物の構造的損傷の補償については、保険会社はオプションとして提供 (offer) する義務が定められている。ただし、個別の事案において、地質調査によって建物から一定の範囲内で陥没の地質活動が判明した場合には、引受の要望を断ることもできるとされている (Department of Financial Services (Florida) ウェブサイト)。

(注 6) テネシー州では、保険会社は陥没災害の補償を「利用可能 (make available)」とする義務を負う。ただし、保険会社は、希望すれば付帯できることを契約者に知らせる義務までは負わない、とする判例がある。

Dick Bennett, "Tennessee Court: Requirement that Insurers "Make Available" Sinkhole Coverage Does Not Require Policyholders Be Notified" (Property Insurance Law Observer, 2015.9)

(注 7) Friedman Vartolo ウェブサイトによる。

(注 8) Marley Parish, "When the ground gives way, homeowners are often left with the bill.

Pennsylvania lawmakers propose a safety net" (Spotlight PA, 2025.8)

(注 9) 鉱山地盤沈下保険では、風化による陥没災害は補償対象外である (Commonwealth of Pennsylvania ウェブサイト)。

(注 10) H.R.900 - Sinkhole Mapping Act of 2025 (119th Congress (2025-2026))

(注 11) Molly Duerig, "Proposed federal law aims to keep better track of sinkhole locations and causes" (Central Florida Public Media, 2025.2)

【中国・市場動向】

○再生可能エネルギー保険市場を中国の主要保険会社が主導

化石燃料関連事業への保険提供の停止などを求めていた Insure Our Future (以下「IOF」) ^(注1) は 2025 年 9 月、エネルギー分野における世界の主要保険会社 45 社を分析した報告書を公表した ^(注2)。この報告書によると、再生可能エネルギー分野の保険市場において、中国の保険会社がその存在感を増している。

再生可能エネルギー保険の主要な市場は、2020 年から 2024 年までの間に年率約 9% の成長を遂げ、保険料規模は 56 億 5,000 万ドルから 80 億ドルに達した ^(注3)。一方、化石燃料保険市場は、同期間に年率約 2% 減少している。化石燃料保険の市場規模は、依然として再生可能エネルギーの 3 倍以上あるが、この市場規模の推移の対比は、エネルギー転換の進行を示している。

2023 年から 2024 年にかけての再生可能エネルギー分野における保険会社の地域別平均保険料の増加率は、アジア・太平洋地域が最も高く 18%、次いで北米が 16%、欧州は 14% であった ^(注4)。なかでも中国の保険会社の存在感が際立っており、PICC、Yingda Taihe、および Ping An の保険料増加額は合計で 2 億ドル以上と推定される。このうち PICC は 8,900 万ドルを占め最大であった。また、同社の 2024 年における再生可能エネルギー関連の保険料総額は 4 億 8,500 万ドルと推定され、世界で最も高額と見られている ^(注5)。

専門家は、中国の保険会社は再生可能エネルギープロジェクトのリスクとリターンを理解するための深い知見を蓄積しており、これは競争上の優位性をもたらすとともに、国際協力の大きな機会も生み出すと指摘している ^(注6)。

PICC は「2024 年サステナビリティレポート」^(注7) の中で、同社が業界をリードするグリーン金融開発モデルの構築に注力し、グリーン保険サービスシステムを積極的に構築することで、経済と社会のグリーン転換に向けたグリーン保険の質の向上と効率化を

図ったことを強調している。

また、PICC は国家の脱炭素政策^(注8)を踏まえ、グリーン保険商品体系の拡充を継続し、洋上風力発電、太陽光発電、エネルギー貯蔵、水素エネルギーなどの再生可能エネルギー分野における保険商品の提供を増加させた。具体的には、洋上風力発電工事保険、エネルギー貯蔵産業向け財産保険、太陽光発電モジュール長期品質・出力保証保険などの保険商品の提供を通じて、国家のエネルギー転換と再生可能エネルギー産業の発展を支援してきた。PICC が、風力、太陽光、水力などのクリーンエネルギーに対して提供したリスク補償額は、2024 年末までに 4 兆元（約 87 兆円）にのぼり、前年末より 5.7% 増加したとされている^(注7)。

(注1) IOF は、気候変動における保険業界の責任を問う NGO や社会運動のネットワークによる世界的なキャンペーンである。

(注2) 報告書の名称は「化石燃料の停滞の中、再生可能エネルギーは急成長—エネルギー転換における機会とリスク (Renewables gallop as fossil fuels stall- Opportunities and risks in the energy transition)」であり、モンテカルロでの保険会議（Rendez-Vous de Septembre : RVS）に先立ち公表された。

(注3) 同報告書の分析は、保険市場情報会社である Insuramore による元受総保険料推定値に基づき、年次比較が可能となるよう、数値は IMF のインフレデータに基づく物価変動調整後の 2024 年基準のドル換算値である (IOF, “Renewables gallop as fossil fuels stall- Opportunities and risks in the energy transition” (2025.9))。

(注4) 調査対象は、再生可能エネルギー分野における 2024 年保険料が 1 億ドル以上の保険会社とされ、平均保険料はアジア・太平洋地域が最も高く、次いで欧州、北米であった。

(注5) 同時期の欧州の大手保険会社アリアンツ、アクサ、およびチューリッヒ 3 社の新規契約保険料の合計額は 1 億 4,100 万ドルで、2024 年の保険料総額はアリアンツの 3 億 9,000 万ドルが欧州の保険会社の中での最高額であった (IOF, “Chinese insurers at the forefront as global race for renewable premiums heats up” (2025.9))。

(注6) クリーンエネルギーへの移行を目指すシンクタンク Ember のシニアエネルギーアナリスト Muji Yang 氏のコメントである (IOF, “Chinese insurers at the forefront as global race for renewable premiums heats up” (2025.9))。

(注7) PICC Property and Casualty, “2024 Sustainability Report” (2025.4)

(注8) 習近平国家主席は 2020 年 9 月の国連総会で、2030 年までのカーボンピークアウト、および 2060 年までのカーボンニュートラル達成を宣言し、中国では脱炭素化、クリーンエネルギー転換などが加速している (JETRO「カーボンニュートラル実現に向けた中国の政策および動向」(2024.1))。

【フィリピン・自然災害】

○2025年9月から10月におけるフィリピンの連続自然災害と保険当局の対応

2025年9月下旬から10月にかけて、フィリピンは複数の台風と地震に連続して見舞われ、甚大な被害がもたらされた。

9月22日、台風ラガサ（18号）が、最大風速約60m/sの勢力でパヌイタン島に上陸し、4日後の9月26日には台風ブアローイ（20号）が広範囲に被害をもたらした。国家災害リスク削減管理評議会（National Disaster Risk Reduction and Management Council：以下「NDRRMC」）は、これら複数の台風やモンスーンの複合的影響として、9月27日時点で死者26人、被災者約265万人の被害を報告している^(注1)。

さらに9月30日、セブ州沖を震源とするマグニチュード6.9の地震が発生し、死者79人、負傷者559人、全壊家屋7,295棟という甚大な被害が発生した^(注2)。フィリピン火山地震研究所（Philippine Institute of Volcanology and Seismology）は、この地震が従来の活断層データベースには記載されていない「ボゴ湾断層」の活動によるものであったと特定した^(注3)。

10月に入ても災害は続き、3日には台風マットモ（21号）がルソン島などに豪雨をもたらした。そして10日には、ダバオ東部マナイでマグニチュード7.4と6.8の2つの大規模な地震が連続して発生し、NDRRMCは10月22日時点で死者10人、負傷者176人、被災者約151万人の被害を報告している^(注4)。

台風ブアローイおよびセブ州沖地震に関連し、フィリピンの保険当局である保険委員会（Insurance Commission）は10月2日付で保険・再保険会社、共済組合などに対する回状第2025-19号^(注5)を発出し、以下の対応を義務付けた。保険委員会はこれらの指令の遵守状況を監視し、定期的な報告を求める可能性があると言明している。

- 当該災害に起因する保険金請求の処理、承認および支払いを迅速化すること。これには、社内手続や書類要件を緩和することを含む。
- 損害評価を適切に実施し、公式記録に反映させ、保険金支払いの迅速な決済を促進すること。
- 地方自治体および救護・復旧活動を行う他の政府機関と連携し、保険金請求者に 対し必要な支援が提供されるようにすること。

フィリピンでは、自然災害に対するプロテクションギャップが構造的課題となっており、政府はその縮小に向けた取組みを行っている^(注6)。

(注1) The AHA Centre, "FLASH UPDATE: No. 04 – Tropical Cyclones RAGASA & BUALOI – 28 September 2025" (2025.9)

(注2) Priam Nepomuceno, "Cebu quake fatalities climb to 79 – NDRRMC" (Philippine News Agency, 2025.10)

(注3) Shay Du, "Bogo Bay Fault: Things to know about what caused the Cebu earthquake"

(Rappler, 2025.10)

(注 4) GMA News Online, “Davao Oriental earthquake death toll now 10 – NDRRMC” (2025.10)

(注 5) Insurance Commission, “Circular Letter No. 2025-19, Immediate Assistance to Victims of Typhoon Opong and Cebu Earthquake” (2025.10)

(注 6) イギリスの調査会社である GlobalData によると、フィリピンの自然災害のプロテクションギャップは 98%で、世界平均の 58%を大幅に上回る (GlobalData ウェブサイト)。この課題に対しフィリピン政府は、国際的な枠組みを活用しパラメトリック保険の導入をはじめとする災害リスクファイナンス戦略を推進している。具体的には、財務省 (Department of Finance : 以下「DOF」) が 2025 年 8 月に G7 と V20 (気候変動に対し脆弱な国々からなる財務大臣会合) の共同イニシアチブである「気候リスクに対するグローバルシールド」の一環として、同国の気候・災害リスクファイナンスおよび保険メカニズムの強化を表明したほか、アジア開発銀行 (Asian Development Bank : ADB) は 2025 年、合計 9 億ドルの融資を承認し、同国の災害レジリエンス強化や保険業界改革を支援している。国内では、農務省 (Department of Agriculture) 傘下のフィリピン作物保険公社が台風の風速などをトリガーとするパラメトリック保険を準備している (DOF、ADB および農務省ウェブサイト)。